

令和元年9月以降に不動産競売申立てをされる方へ
(郵便料金改定に伴う予納郵便切手についてのお願い)

前橋地方裁判所管内 執行係

郵便料金が令和元年10月1日から改定されるため、予納郵便切手が変わります。

9月中に申立てをする場合であっても、各種書類の発送が10月1日以降になり、改定後の郵便料金がかかることがありますので、9月以降に申立てをする場合には、次のとおりに、郵便切手を提出していただくようご協力ください。

令和元年9月以降に申立てをする場合

予納郵便切手										
500円	100円	94円	84円	50円	20円	10円	5円	2円	1円	合計
20枚	10枚	20枚	20枚	10枚	20枚	10枚	20枚	10枚	10枚	15690円